

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 常任委員会の委員の定数

常任委員会の所管事項の変更に伴い、厚生委員会及び経済労働委員会の委員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。